R3.4.1改訂

特定非営利活動法人
愛知県理学療法学会組織図

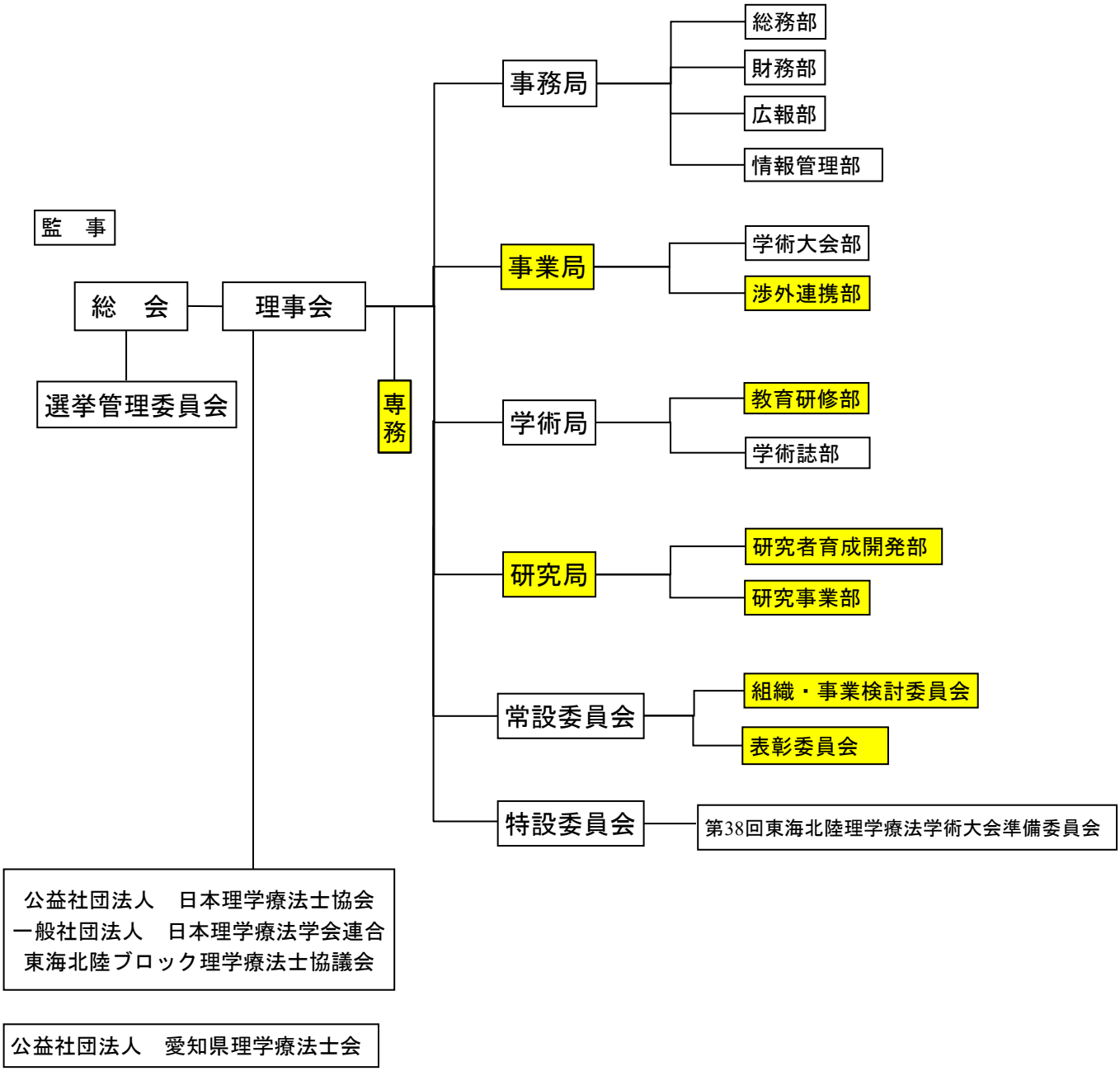

修正組織　第3弾（2021.2.14）

＜NPO＞
専務の任用⇒理事会での選任により各部局委員会の調整を行う
（専務理事ではないため議決権は持たないが理事が兼務する場合は1議決権）

①「事務局」
「情報管理部」を創設（白書もここで）。

②「事業局」⇒学術大会局を事業局に改名
「学術大会部」
「渉外連携部」を創設（東海北陸学会、協会分科学会・部門との連携等を想定）。

③「学術局」
「研修部」と「教育部」を、「教育研修部」に統合し理学療法士講習会･研修会を統合

④「研究局」を創設
「研究者育成開発部」では、研究に関する基礎研修（データの取り方、統計、発表方法、等）、助成金の事業、等を想定
「研究事業部」では、NPOとしての研究事業の実施･検討。

⑤「常設委員会」
「組織委員会」を「組織･事業検討委員会」に改名。
「表彰委員会」を創設。
「白書委員会」、「研究者育成委員会」を終了（「情報管理部」、「研究開発部」の実施で）。

⑥関連団体に、「公益社団法人愛知県理学療法士会」、「東海北陸ブロック理学療法士協議会」「公益社団法人日本理学療法士協会」、「一般社団法人日本理学療法学会連合」を追記。